

②水環境に係る事業所等の監視・指導



水環境を保全するために、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、工業用水法などの法律や条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施しています。

I-1-②の具体的取組及び実績は次のとおりです。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
I 安全で良好な環境を保全する										
I-1 大気や水などの環境保全										
②水環境に係る事業所等の監視・指導										
	1 水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 ＜水質＞	法律や市条例等に基づき、届出施設の設置等確認、排水基準の遵守状況の監視のため工場・事業場の立入調査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○法や条例に基づき、届出時等の施設の設置状況の確認を4件行いました。 ○法や条例に基づき、工場・事業場に立入調査による排水基準遵守状況の監視及び指導を行いました。(立入調査件数:96件) ●工場・事業場排水の分析調査については、170検体実施しました。 	○				○	○	○
	2 水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 ＜水質＞	法律や市条例等に基づき、水質、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●法や条例に基づく届出の審査を261件実施しました。 ●法に基づき、有害物質使用特定事業場等に対して42件審査を実施し、有害物質使用特定施設の構造基準等の確認を行いました。 	○					○	○
	3 土壤汚染に係る届出等の審査・指導	法律や市条例に基づき、土壤汚染に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●○法や条例に基づく土壤汚染に係る届出の審査・指導を336件実施しました。(法:161件、条例:175件) 	○					○	○
	4 水環境に係る法律に基づく排出量の把握 ＜水質＞	法律の総量規制基準の遵守状況を把握するため、工場・事業場の水質汚濁物質の排出状況を調査します。	<ul style="list-style-type: none"> ●○法に基づき、総量規制基準監視のための汚濁負荷量の把握を目的に、水質総量規制汚濁負荷量測定結果報告書による事業場排水の水質監視を実施したところ、対象の55事業場全てで総量規制基準を満たしていました。(令和6年度の1日当たりの排出量 COD:7.1t、全窒素:8.3t、全りん:0.41t) 	○					○	○
	5 下水道法令に基づく立入調査 ＜水質＞	下水道への排水について監視する必要がある事業場に対して立入調査を行い、排水指導を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●排水監視の必要な事業場への立入調査を520件実施しました。 	○					○	○
	6 し尿・浄化槽の維持管理に係る取組	市民の生活環境の保全のため、し尿収集・浄化槽清掃作業を実施するとともに、浄化槽管理者への維持管理を指導します。	<ul style="list-style-type: none"> ●し尿収集については、6,977kL実施し、清掃作業の実施に伴い、32,329kLの浄化槽汚泥を収集しました。 ●浄化槽管理者への維持管理指導については、303件実施しました。 	○					○	○
	7 汚染土壌処理業の許可申請等の審査・指導	法律に基づく汚染土壌処理業者からの申請等について適正な事業計画となるよう審査・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●○法に基づく汚染土壌処理業者からの許可申請等に係る審査・指導を6件実施しました。 	○					○	○
	8 地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導 ＜水量＞	地盤沈下の未然防止のため、法律や市条例に基づき、地下水揚水に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●○地下水揚水に係る指導等については、条例に基づき、許可、届出、報告等について対象事業者への指導を行いました。 	○					○	○
	9 地下水揚水量の把握 ＜水量＞	法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	<ul style="list-style-type: none"> ●○法や条例に基づき、事業者の地下水揚水量を把握しました。(113件) 	○					○	○
	10 事業所地下水調査 ＜水質＞	市条例に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水調査を実施し、地下水汚染状況の監視を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●条例に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水調査を4地区で実施しました。 	○					○	○
	11 法律、条例等に基づく産業廃棄物に係る届出等の審査・指導 【再掲】	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の3Rを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者に対する立入検査等の事業者指導(計297件)を通じて、施策を推進しました。 ●排出事業者に対する立入検査等の事業者指導(計297件)を通じて、3R及び適正処理に向けた指導を行いました。 ●許可申請(44件)、立入検査(38件)等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。 ●許可申請(4件)、立入検査(42件)等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。 ●不法投棄常習場所への定期パトロール(223地点99日)等のパトロールを行いました。 ●事業者に対して、立入検査(22件)、現地調査(2,622件)、文書指導(18件)、電話対応、研修会の開催等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。 	○	○	○		○	○	○

○基本施策 I-1-②水環境に係る事業所等の監視・指導○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域			
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
②水環境に係る事業所等の監視・指導											
	12 公害防止組織の整備に係る手続きの運用【再掲】	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届については、適切に審査・指導を行いました。	○	○	○			○	○	○
	13 環境情報システムの運用【再掲】	公害関係法令等に基づき収集した公害関連情報を一元的に管理し、許認可業務や事業者指導等に活用するとともに、法令改正への対応や業務効率の改善に向けた機能強化を図ります。	●適宜必要な保守作業を行い、システム停止等の障害が発生しないよう、受託業者と隔月で定例会議 ●環境情報システムで利用しているミドルウェアの1つのサポート期限が年度内に終了するため、バージョンアップを行うシステム改修を行い、セキュリティの安全性の確保に対応しました。 ●法令改正がありましたが、システム改修までは必要なく、従来の保守作業の範囲内で、表記の修正などの対応を行いました。 ●令和4年度にシステム機器の更新・再構築を行いました。が、今回のシステム機器の更新等を見据え、受託業者からも情報収集しながら、検討しました。	○	○	○					

1 水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 (I-1-②-1)

法律や市条例等に基づき、届出施設の設置等確認、排水基準の遵守状況の監視のため工場・事業場の立入調査を行っています。

令和6(2024)年度は、100事業場对立入検査を行い、3事業場に対して改善に向けた指導を行いました。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく工場・事業場の立入調査については「I-1-① 1 大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 (3) ダイオキシン類対策 (p.29)」を御覧ください。

2 水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 (I-1-②-2)

法律や市条例等に基づき、水質、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行っています。

令和6(2024)年度は、水質汚濁防止法に基づき、206件の届出書を受理し、市条例に基づく申請書等を55件受理しました。

「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく審査・指導については、「I-1-① 2 大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 (p.29)」を御覧ください。

3 土壌汚染に係る届出等の審査・指導 (I-1-②-3)

法律や市条例に基づき、土壌汚染に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行っています。

(1) 法律による審査・指導

土壌汚染対策法に基づき、土壌調査結果等を受理し、審査・指導を実施しました。

令和6(2024)年度に届出等があった土壌汚染状況調査及び土地の形質の変更状況等は次の表のとおりです。

法に基づく報告件数 (令和6(2024)年度)

(単位：件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
土壌汚染状況調査結果	16	4	5	1	0	2	1	29
指定の申請	1	0	0	0	0	0	0	1
一定規模以上の形質の変更	22	6	6	4	4	6	2	50
第3条第1項ただし書	12	1	0	1	1	0	3	18
汚染除去等計画書	0	0	0	0	0	0	0	0
工事完了報告	0	0	0	0	0	0	0	0
実施措置完了報告	0	0	0	0	0	0	0	0
形質変更届出	13	4	0	0	0	0	1	18
形質変更完了	8	1	0	0	0	0	0	9
区域外搬出届出	9	0	1	0	0	0	0	10
区域外搬出変更届出	0	0	0	0	0	0	0	0
土地利用方法変更届出	0	0	0	0	0	0	0	0
承継届出	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	81	16	12	6	5	8	7	135

上記の土壌汚染状況調査結果29件のうち、12件は法に規定する土壌汚染の基準値以下でしたが、17件は基準値を超過していました。

法律に基づく調査での汚染判明件数 (令和6(2024)年度)

(単位：件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
件数	10	3	3	0	0	0	1	17

なお、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を行った結果、同法の基準に適合しないことが明らかになった際には、当該土壌汚染に摂取経路があり健康被害が生じるおそれがある場合には「要措置区域」に、摂取経路がなく健康被害が生じるおそれがない場合には「形質変更時要届出区域」に指定し、その結果を公表しています。

公表は、公示を行うとともに、台帳を作成し、窓口及びホームページにおいて閲覧に供しています。

なお、汚染の除去等の措置が完了すると当該指定は解除します。

令和6(2024)年度に新たに「要措置区域」に指定した場所は0件であり、「形質変更時要届出区域」に指定した場所は18件でした。(調査結果の報告書受理から指定までに時間を要するため、同一年度内で汚染判明件数と指定件数は一致しない場合があります。)

要措置区域の指定・解除状況（令和6（2024）年度）

No.	整理番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	要措置区域に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
該当無し								

CE:クロロエチレン、CCl₄:四塩化炭素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE:シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP:1,3-ジクロロプロペン、DCM:ジクロロメタン、PCE:テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、Bz:ベンゼン、Cd:カドミウム、Cr⁶⁺:六価クロム、CN:シアン、Hg:水銀、Se:セレン、Pb:鉛、As:砒素、F:ふっ素、B:ほう素、PCB:ポリ塩化ビフェニル

形質変更時要届出区域の指定・解除状況（令和6（2024）年度）

No.	整理番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	形質変更時要届出区域に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
指-23	23-8	川崎	大川町4番1、5番1、5番2の各一部	平成23年10月12日 平成28年5月16日 令和7年2月19日	-	-	PCE、Cr6+、Hg、Pb、As、F	法14条に基づく申請による指定 法3条8項調査の結果に基づく指定
指-30	24-5	川崎	扇町39番6、40番1、41番3、46番1、46番4、46番15、47番3、47番8の各一部、60番1	平成24年9月5日 平成24年11月21日 平成24年12月6日 平成24年12月25日 平成24年12月27日 平成25年1月8日 平成25年2月8日 平成25年4月22日 平成26年8月12日 令和6年10月21日	平成25年4月22日 平成26年3月4日 平成26年4月3日	-	PCE、Pb、Bz	法3条調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定
指-38	25-3	中原	上小田中四丁目1015番1、1344番8の各一部 中原区上小田中四丁目1333番1、1337番1、1337番2、1338番1、1338番2、1339番1、1339番2、1340番2、1341番1、1341番2、1342番1、1342番2、1343番2の各一部	平成25年8月12日 平成29年1月4日 平成29年3月1日 平成30年9月12日 令和5年9月15日 令和6年1月5日 令和6年6月21日	平成27年8月25日 平成28年9月6日 令和2年12月21日 令和3年6月22日 令和6年9月18日	-	CE、CCl ₄ 、1,2-DCA、1,1-DCE、cis-1,2-DCE、1,2-DCE、1,3-DCP、DCM、PCE、1,1,1-TCE、1,1,2-TCE、TCE、Bz、Cd、Cr6+、CN、Hg、Se、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定 法3条8項調査の結果に基づく指定 法4条2項調査の結果に基づく指定
指-84	30-5	川崎	千鳥町12番地の一部	平成30年10月16日 令和元年6月17日 令和2年2月12日 令和6年11月18日	令和3年3月26日 令和7年3月6日	-	F	法14条に基づく申請による指定 法3条8項調査の結果に基づく指定
指-102	R02-4	幸	小向東芝町1番1、2番1、3番、4番1の各一部	令和2年8月31日 令和4年2月2日 令和5年3月29日 令和6年8月5日 令和6年10月17日 令和6年10月18日	-	-	CE、1,2-DCE、PCE、TCE、Cr6+、Hg、Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-104	R03-1	中原	下沼部宇玉川向1753番1の一部	令和3年5月17日 令和3年9月9日	令和4年3月29日	R6.4.17	TCE、Hg、Pb、Cd、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-126	R04-14	中原	西加瀬5番1、122番1の各一部	令和5年3月7日	令和7年3月31日	-	CE、1,2-DCE、PCE、TCE、Bz、Cr6+、Se、Pb、As、F、B	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-130	R05-3	川崎	塩浜一丁目16番11	令和5年9月28日	-	令和6年7月23日	Cd、Pb、As、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-133	R05-6	川崎	千鳥町6番1の一部	令和6年3月25日	-	令和7年2月3日	PCB	法14条に基づく申請による指定
指-134	R06-1	川崎	南渡田町13番1、13番33、17番32の各一部	令和6年4月24日	-	-	Cr6+、Se、Pb、As、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-135	R06-2	幸	戸手四丁目432番1の一部	令和6年4月23日	-	-	Cr6+、Pb	法3条調査の結果に基づく指定
指-136	R06-3	麻生	玉禅寺西二丁目2729番108の一部	令和6年5月13日	-	-	CE、1,1-DCE、1,2-DCE、PCE、TCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-137	R06-4	川崎	江川一丁目4番1、4番2、4番3の各一部	令和6年8月14日	-	-	Pb、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-138	R06-5	川崎	桜本二丁目39番1、39番3の各一部	令和6年9月13日	-	-	Se、Pb、As、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-139	R06-6	川崎	扇島8番の一部	令和6年9月30日	-	-	F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-140	R06-7	川崎	京町一丁目74番4の一部	令和6年10月2日	-	-	CE、1,2-DCE、PCE、TCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-141	R06-8	川崎	鈴木町2964番1の一部	令和6年10月15日	-	-	Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-142	R06-9	川崎	大川町2番34の一部	令和6年12月5日	-	-	As、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-143	R06-10	川崎	小島町4番6、4番35の各一部	令和6年12月5日	-	-	Cr6+、Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-144	R06-11	川崎	扇町42番4の一部	令和7年1月15日	-	-	Bz、CN	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-146	R06-13	中原	苜宿335番1の一部	令和7年3月4日	-	-	CN、Pb、F	法4条2項調査の結果に基づく指定

CE:クロロエチレン、CCl₄:四塩化炭素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE:シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP:1,3-ジクロロプロペン、DCM:ジクロロメタン、PCE:テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、Bz:ベンゼン、Cd:カドミウム、Cr6+:六価クロム、CN:シアン、Hg:水銀、Se:セレン、Pb:鉛、As:砒素、F:ふっ素、B:ほう素、CAT:シマジン、TB:チオベンカルブ、TMTD:チウラム、PCB:ポリ塩化ビフェニル、OP:有機りん

(2) 条例による審査・指導

市条例に基づき、土壌調査結果等を受理し、審査・指導を実施しました。

令和 6 (2024) 年度に報告があった土壌調査及び汚染土壌の処理対策状況は次のとおりです。

条例に基づく土壌調査結果等の報告件数 (令和 6 (2024) 年度)

(単位：件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
資料等調査	21	3	4	2	2	2	2	36
詳細調査	2	1	2	1	1	1	1	9
搬出土壌調査	30	4	2	1	0	0	0	37
合計	53	8	8	4	3	3	3	82

資料等調査は、過去からの有害物質の取扱い及び管理状況を調査し、汚染の可能性を把握するものです。

詳細調査は、表層土壌調査、ボーリング調査及び地下水調査を実施し、汚染の有無、汚染範囲、汚染土量を把握するものです。

搬出土壌調査は、汚染のおそれのある土壌を建設工事等で敷地外に搬出する場合に、搬出する土壌の汚染状態を把握するものです。

報告があった詳細調査及び搬出土壌調査の46件のうち、22件は市条例に規定する土壌汚染の基準値以下でしたが、24件は基準値を超過していました。

条例に基づく調査での汚染判明件数 (令和 6 (2024) 年度)

(単位：件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
件数	19	2	3	0	0	0	0	24

汚染土壌の処理対策は、汚染状況や周辺状況等を勘察し、土壌汚染に関する基準及び地下水基準の適合を図る対策や汚染土壌を直接摂取する経路を遮断する対策を実施するものです。一方、汚染土壌の管理は、処理対策を早期に実施することができない場合などに人の健康を保護し、土壌及び地下水の汚染の拡散を防止することを目的に実施するものです。

条例に基づく処理対策等の報告件数 (令和 6 (2024) 年度)

(単位：件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
実施計画書	19	3	1	0	0	0	0	23
実施報告書	22	1	3	0	0	0	0	26
管理計画書	16	2	1	2	0	0	0	21
合計	57	6	5	2	0	0	0	70

なお、条例に基づく土壌調査の結果、基準に適合しない場合も、法と同様にその結果を公表しています。公表は、台帳を作成し、窓口及びホームページにおいて閲覧に供しています。

また、汚染の除去等の措置が完了すると台帳等から削除します。

令和 6 (2024) 年度の公表状況は次のとおりです。

条例に基づく土壌調査等の結果の公表状況（令和6（2024）年度新規案件分）

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した特定有害物質等	詳細・搬出	備考
R06-1	川崎	小島町4番2号	令和6年5月2日	令和6年9月3日	F	搬出	
R06-2	川崎	鈴木町1番1号	令和6年5月27日	令和6年11月7日	As、F	搬出	
R06-3	川崎	鈴木町1番1号	令和6年5月27日	令和6年11月7日	F	搬出	
R06-4	川崎	塩浜1丁目1-1	令和6年6月10日	令和6年10月16日	Pb	搬出	
R06-5	川崎	水江町3番3号	令和6年6月11日	令和6年10月2日	As、F	搬出	
R06-6	中原	大倉町10番地	令和6年6月12日	令和6年11月25日	F	搬出	
R06-7	川崎	鈴木町1番1号	令和6年6月24日	令和6年11月7日	Pb	搬出	
R06-8	川崎	小島町4番2号	令和6年7月2日	令和6年10月17日	F	搬出	
R06-9	川崎	扇町5番1号	令和6年7月5日	令和6年10月30日	Cd、Pb	搬出	
R06-10	川崎	扇町5番1号	令和6年7月12日	令和6年9月26日	As、F	搬出	
R06-11	川崎	扇町5番1号	令和6年7月16日	令和6年10月17日	Se、Pb、As	搬出	
R06-12	川崎	扇町5番1号	令和6年7月18日	令和6年10月16日	Pb、As、F	搬出	
R06-13	川崎	鈴木町1番1号	令和6年7月19日	令和7年3月12日	As	搬出	
R06-14	幸	河原町1番41の一部（地番）	令和6年8月9日	令和7年3月31日	Pb、F	搬出	
R06-15	川崎	浮島町10番3号	令和6年7月30日	対策実施中	F	搬出	
R06-16	川崎	浮島町7番4号	令和6年11月8日	令和7年3月31日	As、F	搬出	
R06-17	川崎	扇町5番1号	令和6年12月3日	対策実施中	Se、Pb、As、F	搬出	
R06-18	川崎	下並木3番地	令和6年12月12日	対策実施中	Pb	詳細	
R06-19	川崎	浮島町7-1	令和6年12月20日	対策実施中	F	搬出	
R06-20	川崎	塩浜1丁目1-1	令和7年1月27日	-	Pb	搬出	
R06-21	中原	下新城1丁目12番33号	令和7年1月30日	-	CE、1,2-DCE、PCE、TCE、Cd、Pb、As、F、B	詳細	
R06-22	中原	大倉町10番地の一部	令和7年2月19日	対策実施中	As、F	搬出	
R06-23	幸	小向東芝町1番地	令和7年2月25日	令和7年3月27日	Pb	搬出	
R06-24	川崎	夜光3丁目2番1号	令和7年2月21日	対策実施中	F	搬出	
R06-25	川崎	扇町5番1号	令和7年2月25日	対策実施中	Se、Pb、As	搬出	
R06-26	川崎	夜光1丁目3番1号	令和7年2月26日	対策実施中	Hg	搬出	
R06-27	川崎	浮島町7番1号	令和7年3月25日	対策実施中	Cr6+、As	搬出	

CE：クロロエチレン、CCl4：四塩化炭素、1,2-DCA：1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE：1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE：シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE：1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP：1,3-ジクロロプロペン、DCM：ジクロロメタン、PCE：テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE：1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE：1,1,2-トリクロロエタン、TCE：トリクロロエチレン、Bz：ベンゼン、Cd：カドミウム、Cr6+：六価クロム、CN：シアノ、Hg：水銀、Se：セレン、Pb：鉛、As：砒素、F：ふっ素、B：ほう素、CAT：シマジン、TB：チオベンカルブ、TMTD：チウラム、PCB：ポリ塩化ビフェニル、OP：有機りん、DXN：ダイオキシン類

4 水環境に係る法律に基づく排出量の把握（I-1-②-4）

水質汚濁防止法に基づく総量規制基準の遵守状況を把握するため、工場・事業場の水質汚濁物質の排出状況を調査しています。

令和6（2024）年度は、総量規制対象事業場（55事業場）に対し、汚濁負荷量測定結果の報告を求め、総量規制基準の遵守状況の監視・指導を行いました。総量規制対象事業場の排水の水質汚濁負荷量（令和6（2024）年度）はCOD：7.1トン／日、全窒素：8.3トン／日、全りん：0.41トン／日であり、いずれも減少傾向にあります。

【参考】

令和6（2024）年1月までは、水質汚濁防止法の総量規制対象事業場のうち、排水量及びCODの汚濁負荷量が多い工場・事業場（排水量が5,000 m³/日以上で、かつ、CODの汚濁負荷量が50 kg/日以上が目安）については、発生源水質自動監視システムにより特定排水のCOD、窒素含有量（N）、燐含有量（P）及び排水量のデータをテレメータによって収集し、COD、N及びPの汚濁負荷量を常時監視していました。

5 汚染土壌処理業の許可申請等の審査・指導 (I-1-②-7)

土壌汚染対策法に基づき、汚染土壌処理業者から申請等を受理し、審査・指導を実施しました。

なお、現在4社に対して汚染土壌処理施設の許可をしています。

汚染土壌処理施設

令和7(2025)年3月31日現在)

許可番号	事業所名	所在地	施設種類
08610010002	三友プラントサービス株式会社 川崎工場	川崎区扇町6-1	浄化等処理施設(洗浄・化学脱着) 分別等処理施設
08610010003	株式会社富二栄 土壌再資源化処理プラント	川崎区扇町6-5	浄化等処理施設(洗浄) 分別等処理施設
08611000004	株式会社デイ・シイ 川崎工場	川崎区浅野町1-1	浄化等処理施設(不溶化) セメント製造施設
08600010005	日興サービス株式会社 川崎事業所	川崎区大川町5-7	分別等処理施設(休止中)

6 地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導 (I-1-②-8)

地盤沈下の未然防止のため、法律や市条例に基づき、地下水揚水に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行っています。

(1) 法令等による規制

平成19(2007)年10月1日に改正市条例を施行し、許可制度と届出制度を併用しています。許可制度については、対象を揚水量の合計が50 m³/日以上、又は、揚水機の吐出口の断面積の合計が6 cm²を越える場合とし、許可基準を300 m以深からの揚水かつ揚水機の吐出口の断面積の合計が21 cm²以下としました。届出制度の対象については、揚水量の合計が50 m³/日未満で、かつ、揚水機の吐出口の断面積の合計が6 cm²以下としました。

なお、既存の揚水施設については、当面、市条例に適合したものとみなし、一般家庭用の揚水施設は同条例の適用の対象外としました。また、「工業用水法」については、平成16(2004)年4月に神奈川県から権限移譲され、市条例と合わせて地下水使用について総合的な指導を行っています。

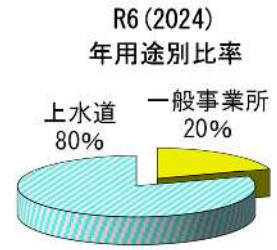
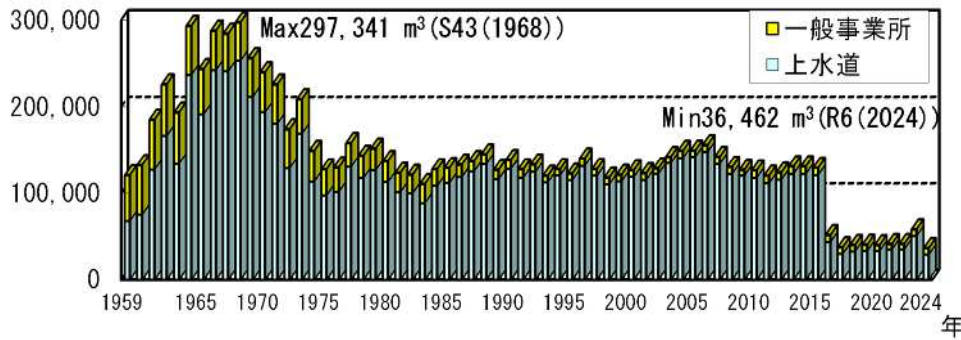
ア 地下水揚水量 (I-1-②-9)

市条例に基づき、揚水量等の報告を求めています。令和6(2024)年の市内揚水量は、約36,462 m³/日で前年より約21,662 m³/日増加しました。経年では水道事業以外の地下水揚水量は昭和40年代後半以降、大幅に減少しましたが、平成5(1993)年以降は多少の増減があるものの横ばいで推移しており、今後も注視しながら監視に努めます。

市内地下水総揚水量の約8割を多摩区の生田浄水場において、水道事業及び工業用水道事業として揚水しています。

**全市域
全用途**

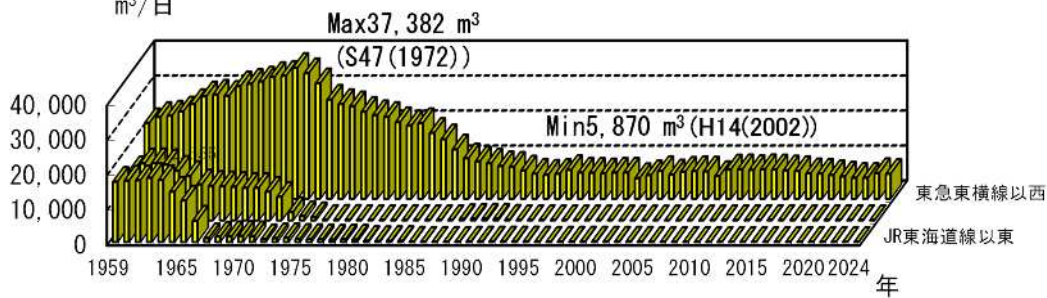
揚水量
m³/日



一般事業所

揚水量
m³/日

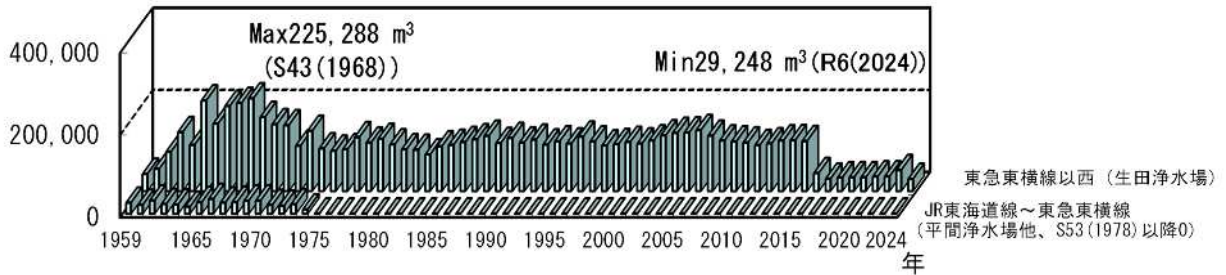
(※)工業用、その他(ビル用、親水施設、散水用等)



上水道

揚水量
m³/日

(※)水道事業、工業用水道事業



地下水揚水量の経年推移

(2) 地下水位と地盤沈下監視

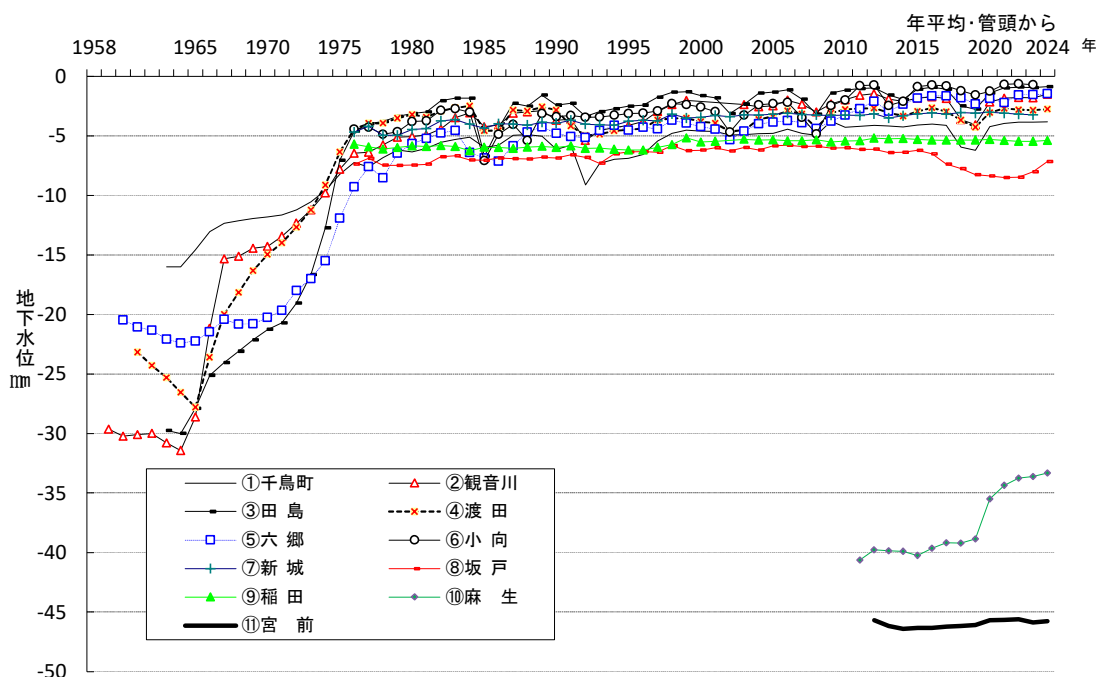
ア 地盤の標高 (I-1-④-3)

精密水準測量は、毎年1月1日を基準日とし、市内に設置してある水準点の標高を算出し、前年度と比較することにより、地盤の変動を把握する測量です。主要水準点（市全域の全体的な傾向を示すために、各行政区に昭和30(1955)年・40(1965)年から存在する水準点を選択したもの）における累積地盤変動量の推移では、過去の地盤沈下と比較すると昭和40年代半ば以降は沈静化していましたが、昭和60(1985)年以降、一部の地域で継続して地盤沈下している傾向があります。令和6(2024)年度は、前年度と対比が可能な有効水準点(211地点)のうち43地点で沈下が見られ、最大沈下量は4.6 mm(川崎区浮島町)でした。

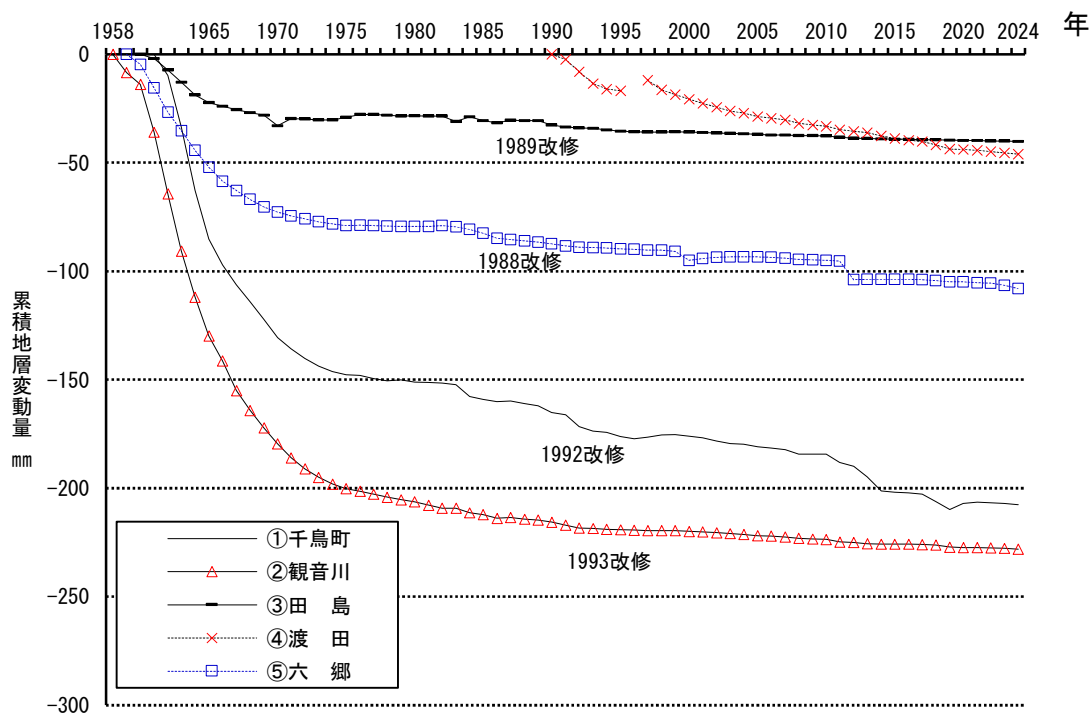
イ 地下水位と地層変動量 (I-1-④-6)

観測用井戸を設け、地下水位や地層変動量の常時観測を行っています。

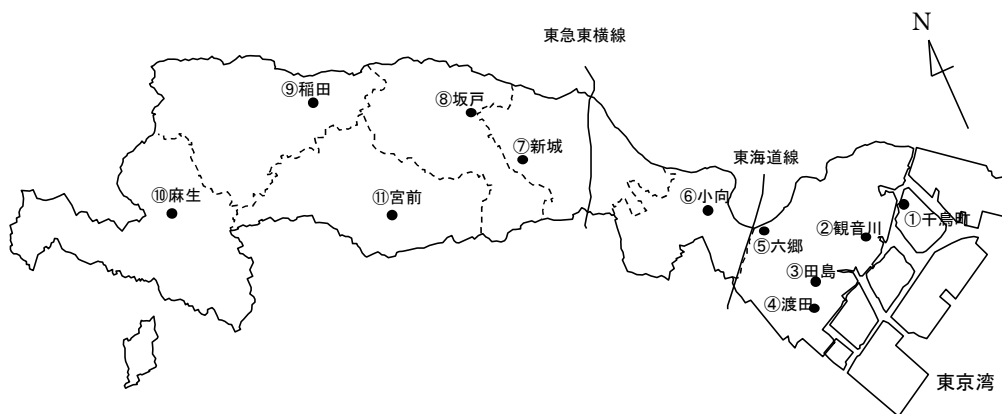
川崎区の5観測所では、設置当初-30 m~-15 mだった水位が昭和40(1965)年頃から上昇し始め、おおよそ昭和52(1977)年頃からは、現在の水位を維持しており、小向、新城、坂戸及び稲田の4観測所も、昭和51(1976)年の設置以降、現在の水位を維持しています。近年では地層の収縮量も横ばいの傾向にあります。令和6(2024)年の地下水位及び地層変動量は、前年と比較して全観測所で大きな変動は見られませんでした。



地下水位の経年推移



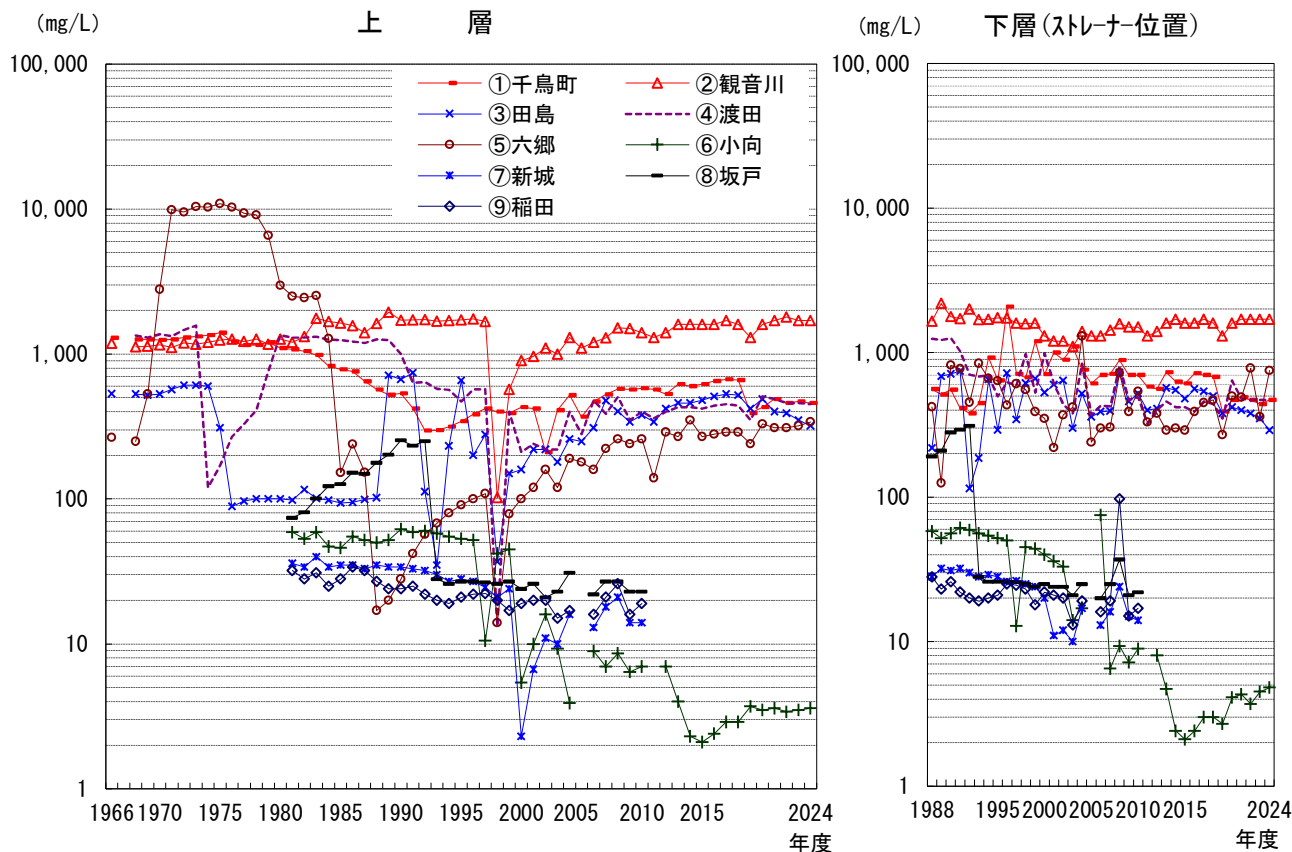
地層変動量の経年推移



観測所の位置図

ウ 地下水塩水化調査 (I-1-④-5)

地下水の塩水化とは地下水を過剰に揚水することにより、深部の塩水を含む層から塩分が混入したり、海水が内陸方向に逆流して揚水地帯に達する現象です。塩水濃度が増加し続けている場合、地下水の揚水量が過剰になっている可能性があり、地盤沈下が懸念されます。川崎区内5か所及び幸区内1か所の令和6(2024)年度の観測所における上層、下層での塩化物イオン濃度は、前年度と比べ大きな変動は見られませんでした。



地下水塩化物イオン濃度の経年推移